

みなさんの提案で住みよいまちづくりを！

～都市計画の提案制度について～

都市計画の提案制度が平成15年1月1日に施行されました。
この制度は、地域のまちづくりを進めるにあたり、必要とする都市計画について、土地の所有者やまちづくりNPO法人等が一定の条件を満たした上で、秋田市に提案できるものです。
地域の特色を生かした住みよいまちづくりを進めるためにご活用ください。

都市計画の提案から決定又は変更までの流れ

■ 事前相談（任意）・調整制度・提案内容について、ご相談をお受けします。
また、提案に必要な条件を満たすため、既存の都市計画との調整を図りつつ、地域の意見集約に努めていただきます。

■ 都市計画の提案
提案に必要な書類を秋田市に提出していただきます。

■ 提案に対する判断
提案に基づく都市計画の決定又は変更が必要かどうか、秋田市におけるまちづくりの方向性等を考慮して判断します。

必要と判断

必要がないと判断

■ 決定・変更手続
秋田市が提案内容を踏まえて都市計画の案を作成し、秋田市都市計画審議会の議を経た上で、決定又は変更します。

■ 提案者への通知
秋田市が提案について、秋田市都市計画審議会の意見を聞いた上で、決定又は変更しない旨とその理由を提案者に通知します。

誰でも提案できるの？

次のいずれかに該当する方です。
①土地所有者、借地権者
②まちづくりNPO法人
③営利を目的としない公益法人
④独立行政法人都市再生機構
⑤地方住宅供給公社
⑥一定の開発事業の実績を有する等の要件を満たす団体

どんな都市計画の提案ができるの？

秋田市が決定又は変更する都市計画（用途地域等）であれば、全ての計画内容について市に提案することが可能です。
詳しくは、裏面を参考にしてください。

提案に必要な主な条件は？

次の条件等を満たしていることが必要です。
①5,000㎡以上のまとまった区域であること
②都市計画に関する法令上の基準等に適合していること
③土地所有者等の3分の2以上の同意があること

提案に必要な書類は？

次の書類が必要です。
①提案者の住所、氏名等を記載した提案書
②都市計画の素案（提案する都市計画の内容が分かる説明書と図面）
③土地所有者等の同意書
④その他必要な資料（周辺環境等への検討に関する資料、周辺住民等への説明の経緯に関する資料等）

都市計画提案制度のお問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画課（秋田市役所4階）
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL：018-888-5764 FAX：018-888-5763
E-mail：ro-urim@city.akita.lg.jp

■都市計画とは

—毎日の暮らしを豊かにするみんなの大切な約束—

都市計画は、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、都市の将来の姿を予測しながら土地の合理的な利用（土地利用計画）、都市の根幹となる施設（都市施設）、秩序ある市街地の整備（市街地開発事業）を総合的に計画し、効果的に実現するための制度です。

■都市計画の種類

